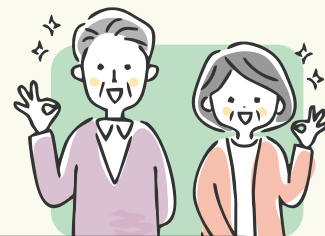


いの町高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画

(令和6年度～令和8年度)

概要版



1 計画策定の背景と目的

我が国では、少子高齢化が進行し、総人口が減少を続ける一方で、高齢者の人口は大幅に増加しており、高齢化率も上昇が続いています。

また、令和7(2025)年には、いわゆる団塊の世代全てが後期高齢者(75歳以上)になり、さらに令和22(2040)年には、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、現役世代が急減することが見込まれています。

いの町(以下「本町」という。)においても、高齢化の進行とともに、要介護認定者や認知症高齢者の増加が見込まれるため、これまで進めてきた地域包括ケアシステムの更なる深化・推進による地域共生社会の実現を図っていく必要があります。

こうした背景を踏まえ、令和3(2021)年3月に策定した「いの町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」の取組を承継・発展させながら、令和22(2040)年を見据えて、全ての高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って安心して生活できるための地域社会づくりを目指して介護保険制度の円滑な運営と高齢者保健福祉施策を総合的に推進する「いの町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

2 計画期間

介護保険事業計画は、介護保険法に基づき、3年を1期とする計画の策定が義務付けられています。第9期の計画期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間です。

(年度)				
平成30～令和2 2018～2020	令和3～令和5 2021～2023	令和6～令和8 2024～2026	令和9～令和11 2027～2029	令和12～令和14 2030～2032
第7期計画	第8期計画	第9期計画	第10期計画	第11期計画
「団塊の世代」が75歳以上となる 令和7年を見据えた計画の推進				
令和7年に加えて、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる 令和22年を見据えた計画の推進				

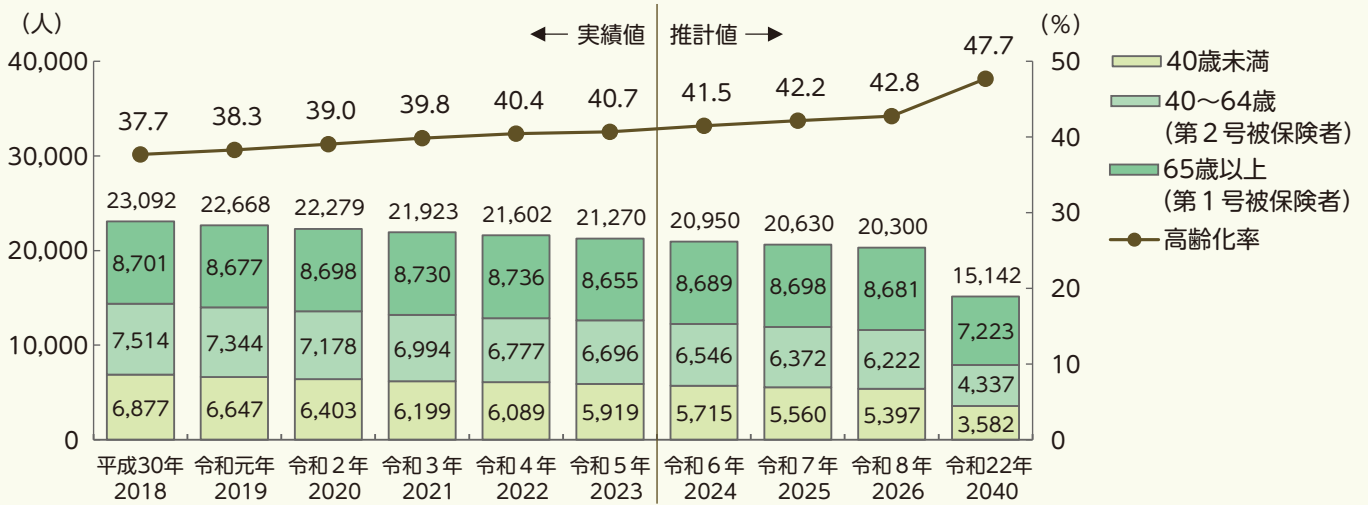
3 人口・世帯等の状況

(1) 人口の状況

本町の総人口は、減少が続き、平成30（2018）年の23,092人から、令和5（2023）年は21,270人と、1,822人の減少となっています。減少傾向は今後も続く見込みとなっています。

年齢階級別にみると、高齢者（65歳以上）人口は令和8（2026）年まではほぼ横ばいで推移するものの、その後、減少に転じるものと見込まれています。高齢化率をみると、上昇が続く見込みとなっており、令和22（2040）年は47.7%と見込まれています。

年齢階級別人口の推移と推計



実績値は住民基本台帳（各年9月末現在）、推計値はコーホート変化率法による

(2) 要支援・要介護者数の推計

要支援・要介護者数（第1号被保険者）は、令和5（2023）年の1,359人から令和8（2026）年の1,442人と83人増加する見込みです。

要介護・要支援者数（第1号被保険者）の推計値（要介護別）

(単位：人)

区分	令和5年(実績値)	令和6年	令和7年	令和8年	令和22年
要介護認定者数	1,359	1,406	1,438	1,442	1,583
要支援1	172	184	186	186	206
要支援2	108	116	117	115	119
要介護1	324	327	329	327	351
要介護2	213	221	229	231	257
要介護3	197	211	219	221	249
要介護4	202	197	203	205	224
要介護5	143	150	155	157	177

地域包括ケア「見える化システム」推計値より（令和5年のみ9月末時点実績値）

4 計画の基本理念

第9期においても、第8期いの町介護保険事業計画の基本理念を継承し、「いくつになっても住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり」とします。

本計画では、第8期計画での目標や施策を踏まえ、地域包括ケアシステムの深化・推進、地域共生社会の実現を目指し、次の3つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図っていきます。それにより、基本理念に掲げた「いくつになっても住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり」を目指していきます。



基本目標1

自立した日常生活を送るための介護予防・健康づくり・生きがいづくり支援



基本理念

いくつになっても住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり

基本目標2

お互いに支え合い、助け合える地域づくりの推進

基本目標3

尊厳を守りながら暮らせる地域づくりの推進

5 施策の体系

基本目標1 自立した日常生活を送るための介護予防・健康づくり・生きがいづくり支援

- (1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- (2) 高齢者の活動支援・生きがいづくり支援

基本目標2 お互いに支え合い、助け合える地域づくりの推進

- (1) 地域包括ケアシステムの深化
- (2) 災害時・感染症対策の充実
- (3) 住み慣れた地域で暮らし続けるためのサービスの充実
- (4) 認知症施策の推進
- (5) 福祉活動の推進

基本目標3 尊厳を守りながら暮らせる地域づくりの推進

- (1) 権利擁護の推進
- (2) 介護保険サービスの充実

6 第1号被保険者の所得段階別保険料

所得段階	対象者	第8期	第9期 (令和6～8年度)
第1段階	生活保護受給者、市町村民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者の方	19,600円 (0.3)	18,200円 (0.285)
	市町村民税非課税世帯で、 本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方		
第2段階	市町村民税非課税世帯で、 本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円超120万円以下の方	32,700円 (0.5)	31,100円 (0.485)
第3段階	市町村民税非課税世帯で、 本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が120万円超の方	45,800円 (0.7)	43,900円 (0.685)
第4段階	本人が市町村民税非課税で、世帯内に市町村民税課税者がいて、 本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	58,900円 (0.9)	57,700円 (0.90)
第5段階	本人が市町村民税非課税で、世帯内に市町村民税課税者がいて、 本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円超の方	65,500円 (1.00) 基準	64,200円 (1.00) 基準
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	78,600円 (1.20)	77,000円 (1.20)
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	85,100円 (1.30)	83,400円 (1.30)
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	98,200円 (1.50)	96,300円 (1.50)
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	111,300円 (1.70)	109,100円 (1.70)
第10段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方		121,900円 (1.90)
第11段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方		134,800円 (2.10)
第12段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方		147,600円 (2.30)
第13段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が720万円以上の方		154,000円 (2.40)

保険料基準額（月額）の推移

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
基準額	基準額	基準額	基準額	基準額	基準額	基準額	基準額	基準額
* 3,323円	* 4,399円	4,792円	4,575円	5,175円	5,492円	5,467円	5,461円	5,353円

注1：「※」印がついている保険料額は市町村合併の構成市町村の加重平均となっています。

注2：保険料基準額（月額）を基に保険料年額を100円単位で設定しているため、第9期の保険料基準額（月額）は5,353円と設定しています。
(△108円)



いの町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画 概要版

発行年月：令和6年3月

発行：いの町 編集：いの町 ほけん福祉課

住所：〒781-2110 高知県吾川郡いの町1400

TEL：088-893-3810 FAX：088-893-1101

